

大山町ふるさと学習教材改版業務委託

実施要領

令和2年4月

大山町教育委員会

目 次

- 第1 実施要領の定義
- 第2 事業の概要
 - 1 事業の名称
 - 2 成果品
 - 3 委託業務内容
 - 4 委託期間
 - 5 受託者
- 第3 応募事業者の条件等
 - 1 応募資格
 - 2 応募に関する留意事項
- 第4 事業者募集等のスケジュール
 - 1 実施要領等の公表
 - 2 実施要領等に関する質問の受付・回答
 - 3 参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出
 - 4 提案書の提出
 - 5 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査
 - 6 審査結果の通知
- 第5 提案書等の審査方法
 - 1 選定委員会の設置
 - 2 審査
 - 3 事務局

第1 実施要領の定義

大山町では、町立小中学校で行うふるさと学習の教材として「わたしたちの大山町」を第7版まで作成してきました。しかし、これからの学習環境を考え、今まで蓄積されてきた情報をデジタル化し、ふるさと学習につなげるため、「わたしたちの大山町」を改版することとしました。

この実施要領は、改版業務委託事業に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。なお、本実施要領に併せて配布する次の資料も本実施要領と一体の資料とし、これら全資料を含めて「実施要領等」と定義します。

仕様書：町が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

第2 事業の概要

1 事業の名称 大山町ふるさと学習教材改版業務委託事業

2 成果品

- ・教材「わたしたちの大山町」
- ・電子データ

3 委託業務内容

既存のふるさと学習教材「わたしたちの大山町」をもとに改版する。

4 委託期間

契約日から令和3年3月12日までの間

5 受託者

プロポーザル方式により、決定します。

第3 応募事業者の条件等

1 応募資格

(1) 応募事業者が備えるべき要件

応募事業者の応募資格要件は、次のとおりとする。

ア 応募事業者資格要件

(ア) 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること

(イ) 本業務と同様の小学校用又は中学校用の副教材を作成した実績を有していること。

イ 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできません。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 大山町の競争入札における指名停止措置を受けている者

(ウ) 破産法（令和16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（令和14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（令和11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、

会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

(エ) 国税及び地方税を滞納している者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第22条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。

2 応募に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

応募事業者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（令和4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。

(4) 著作権

応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、大山町に帰属します。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却をしません。

(6) 資料の取扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とします。

ア 応募資格審査申請書の提出時から受託事業者決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 同一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 著しく信義に反する行為があった場合

(8) 本委託事業における契約上限金額

大山町ふるさと学習教材改版業務委託に係る総額は、2,750,000円以内とし、見積額

はこの額以内で記入すること。

(9) その他

ア 町が提示する資料及び回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

イ 本実施要領に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

第4 事業者募集等のスケジュール

受託事業者は、プロポーザル方式で選定します。

実施スケジュールは、次のとおりとします。ただし、受付け等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行いません。

| | |
|-------------------|--------------------|
| 実施要領等の公表 | 令和2年4月21日 |
| 実施要領等に関する質問の受付 | 令和2年4月21日から4月28日まで |
| 実施要領等に関する質問に対する回答 | 令和2年5月7日 |
| 参加表明書の提出 | 令和2年5月8日から5月14日まで |
| 参加資格確認結果通知日 | 令和2年5月19日 |
| 提案書類等の受付 | 令和2年5月20日から5月27日まで |
| 審査会（書類審査） | 令和2年6月1日（予定） |
| 審査に関する結果の通知 | 令和2年6月3日（予定） |
| 委託開始準備 | 契約締結後から令和3年3月12日まで |

1 実施要領等の公表

(1) 公表方法

本業務委託に関する実施要領等の資料は、町のホームページにおいて公表します。

(2) 資料

ア 業務委託事業実施要領……本書

イ 仕様書

ウ 様式集

2 実施要領等に関する質問の受付・回答

本実施要領の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、質問提出事業者全員へEメール若しくはFAXで回答します。

(1) 質問の提出方法 質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出してください。

(2) 受付期間 令和2年4月21日（火）から4月28日（火）午後3時まで

(3) 回答期日 令和2年5月7日（木）午後5時

(4) Eメールアドレス gakkou@daisen.jp

3 参加表明書の提出

応募事業者は、次の要件により提出してください。

(1) 提出日時 令和2年5月8日(金)から5月14日(木)午後3時まで

(2) 提出書類

ア 参加表明書(様式第2号)

イ 添付書類

(3) 提出先 〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋263番地1

大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課長

(4) 提出方法

提出書類は持参又は郵便等とし、それ以外の方法による提出は、認めません。

4 提案書の提出

応募事業者は、「提案書」を次により提出してください。

(1) 提案内容

A4判用紙10枚以内で仕様書に基づき提案書を作成してください。(表紙は除く)

ただし、次に示す項目は必ず記載してください。

- ・小学校副教材作成における業務実績
- ・業務の実施体制
- ・業務の実施方針
- ・制作物の構成デザイン方針

(2) 受付(提出)期間 令和2年5月20日(水)から5月27日(水)午後3時まで

(3) 提出書類 (正1部・副8部)

ア 提案書(様式第3号)

イ 見積書(様式第4号)

(4) 提出先 〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋263番地1

大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課長

(宛名:大山町長 竹口 大紀)

(5) 提出方法

ア 提案書等は持参又は郵便等とし、それ以外の方法による提出は、認めません。

イ 提案書の書式

(ア) A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けてください。

(イ) 表題「大山町ふるさと学習教材改版業務委託事業に関する提案書」および事業社名・代表者名を記載した表紙を付けてください。

ウ 無効(失格)となる提案書

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

エ 見積書

(ア) 見積額は、合計額を記載してください。

(イ) 仕様書に基づき作成してください。

(ウ) 見積書(様式第4号)に、内訳書を添付してください。

(エ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）とします。

(オ) 見積内容は提案書等と同一のものとし、相違するものは認めません。

(カ) 見積書（様式第 4 号）に記載する委託料の額は取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額とします。

(キ) 見積額が、第 3-2-(8)「本委託事業における契約上限金額」を超える場合又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とします。

5 書類審査

応募事業者を対象に、書類審査を実施します。

(1) 実施日時

令和 2 年 6 月 1 日（月）（予定）

(2) 審査場所

名和公民館 2 階 視聴覚室（予定）

(3) 実施方法

非公開

6 審査結果の通知

審査結果については、文書にて通知します。

第 5 提案書等の審査

1 選定委員会の設置

大山町ふるさと学習教材改版業務委託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査を実施します。

2 審査の方法

(1) プロポーザル方式により選定します。

(2) 選定委員会は、書類審査を実施し、受託事業者選定基準に基づき採点します。

(3) 優先交渉権の決定

大山町は、選定委員会の審査結果により、優先交渉権者を決定します。

(4) 選定結果は、応募事業者すべてに通知します。

(5) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、優先順位により契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

(6) 審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集する場合があります。

3 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課

〒689-3211 西伯郡大山町御来屋 263 番地 1

電話：0859-54-5211 F A X：0859-54-5217

E メールアドレス：gakkou@daisen.jp